

Title	明治十年後における慶應義塾の財政難：その数量的分析
Sub Title	
Author	西川, 俊作(Nishikawa, Shunsaku)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1999
Jtitle	近代日本研究 Vol.16, (1999.) ,p.163- 187
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19990000-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治十年後における慶應義塾の財政難

——その数量的分析

西川 俊 作

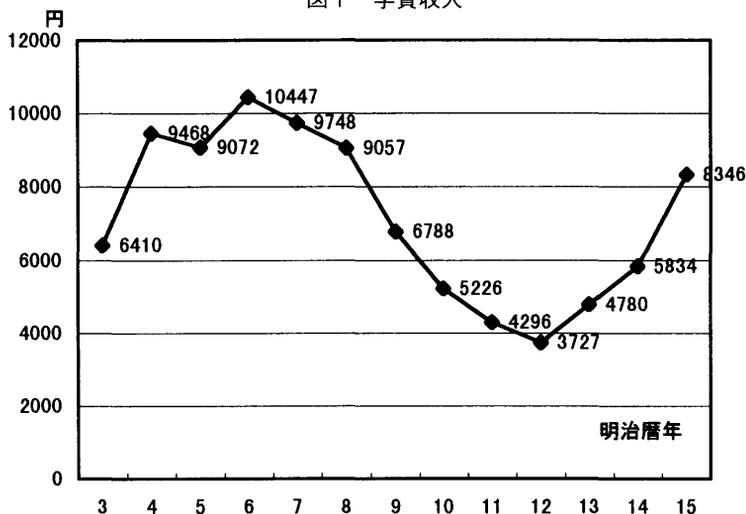
この論文は、久しい以前に書いた「西南戦後インフレ期における慶應義塾と福沢諭吉」（『三田商学研究』24巻4号、一九八一年一〇月。のち『福沢諭吉年鑑』8に再録）の改訂版に当たる。改訂をすべきポイントは次のような点である。

第一に、もう十年ほど前になるが、明治七、九年における教職員給与の個人別支給帳簿（月別）が見出され、これによって当時の教職員給与につきほぼ確かな数値が得られた。

第二に、この数値を中心にして前後の各年、つまり明治五、六年と、十四、十六年の収支データを再吟味してみると、『百年史』の依拠した、この間の必要経費概数はやや過大であったことが明らかとなる。

第三に、以上の数字に照らして、明治十三年における教職員給与の自発的カットによる危機回避について、旧稿の結論を見直してみることに、ならびに、これまで吟味の行き届かなかった、明治十一、二年中における福沢の

図1 学費収入



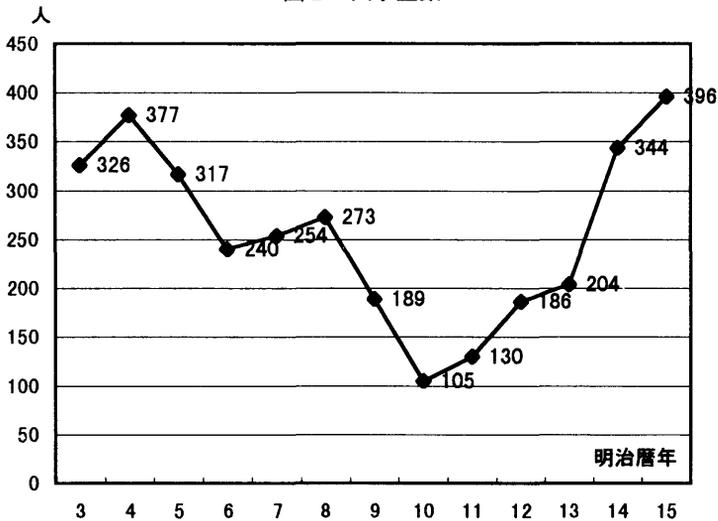
維持資金借用計画について考察してみることとしたい。

1 学費収入と入社生数

まず、『慶應義塾略史』中の「会計小史」によると、明治三年から十年代半ばに至る間の学費収入は図1のとおりであるが、この学費収入は「入社金」と「受教料」との合計である。入社金（今日の入学金）は当年の入社生が納付するもので、その額は明治二年以来変わらず三円であった。受教料（今日の授業料）は在学生が納付していたものだが、その額の変化については後述する。

図示の期間中、明治七年と十三年はデータを欠いている。図1ではそれぞれの前後年値を直線補間する形でグラフを描いてある。また、明治三年の計数は二月の合計数である。図に見るとおり、学費収入は明治三年から増加傾向にあり、六年に一万円を超えるピークを迎えている。だが七、八年と漸減、その後はいつそう急激に減少し、十二年に四千円弱で底打ちしている。福沢の

図2 入学生数

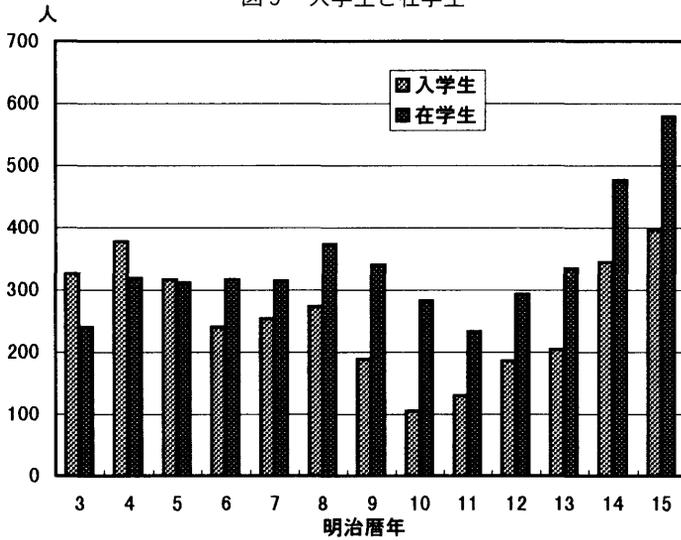


維持「資本金」借用運動はまさに学費収入が底を打った二年間になされたものであった。しかしながら、この運動は実を結ばず、彼は明治十一年には千円余の「足し」金を、さらに十二年には四〇〇円なにかしかの私財を塾会計に投じたのである。

幸いなことに、明治十三年から学費収入は一転して回復に転じ、十五年には八、九年の旧水準に戻った感があるけれども、十一年以降、西南戦費として三菱などに支払われた紙幣の急増によるインフレのため、十三、四年の学費収入の「実質」水準はどうか十年水準に達したにすぎなかったのである。

図2は同じ期間中の入学生数のグラフである。グラフの概形は学費収入と似ていて、全体に凹型になっているが、ドン底は学費収入よりも二年早く、西南戦争のあった明治十年に現れている。慶応四・明治元年の半ば、彰義隊討伐の戦いのあった日（一八六八年七月四日）の在学生はわずか一八名であったというが（『福翁自伝』）、その後、復学者・入学生は速やかにふえて、図示のとおり

図3 入学生と在學生



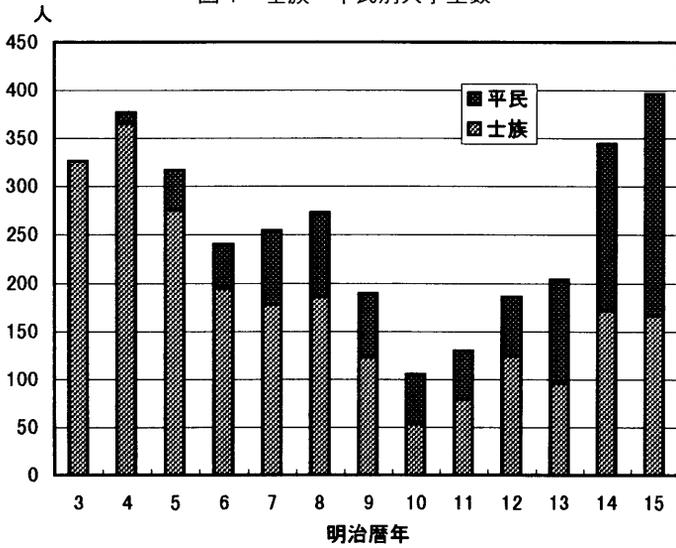
り明治三年の入学生は三二六人、四年には三七七人の多数に達している。

ただしこの頃の在學生数は初め、図3に見るとおり、入社生数を下回っており、(在學生数/入社生数)は1以下である。この比は入社生の平均在学年数が初めは一年に満たなかったことを意味している。それが1を超えるのは明治六年以降であったが、卒業年限に格別の定めのない当時においてこの比の変化はもっぱら入社生数の消長によってもたらされたもののようにである。八年から十年にかけて入社生数が急減するとともに平均在学年数がふえ、十一年以降入社生数が増加すると、ふたたび平均在学年数は減っているのである。

2 平均在学年数と 受教料の変化

図1と2とを見比べると、ピークとトラフの出現に二年のずれがあって、入社生数の変化が先行している

図4 士族・平民別入学生数

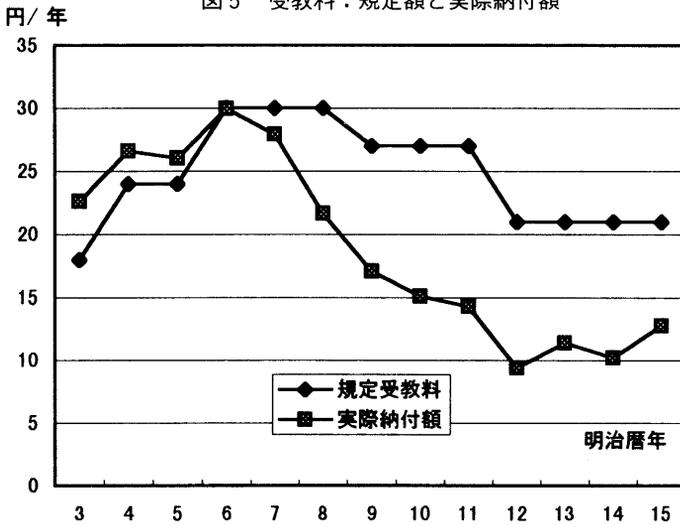


ように見える。ただし、明治六年に入社生数は前年より減っているにもかかわらず、学費収入は前年よりふえ、はっきりしたピークを形作っていることが目につく。これはこの年、受教料が年額二四円から三〇円に値上げされたことによる。このように大幅な（二五％の）値上げがなされたのはなぜか、理由を記した文書はない。

強いて考えれば、入社生数が五、六年と減ったので、学費収入の減少が見込まれたからだということになるが、しかし、これは言うなれば事後的な説明であって十分に納得のゆくものではない。実際に七、八年の入社生は六年とほぼ同規模か、ややふえており、いくぶん持ち直しているが、九年に入ると二〇〇人を割り込み、十年には遂に一〇五人というドン底に至っているのである。

この落ち込みとともに、この年、士族塾生の比重が平民塾生のそれを初めて下回ったことに福沢は注意を向けて、「西南の戦争に自ら士族の心を動揺」させた

図5 受教科：規定額と実際納付額



結果であったと、二十五年史に当たる「慶應義塾紀事」(『全集』十九卷)に書いている。確かに、図4を見れば、入学生数の減少の大部分は士族の減少によってもたらされたものだということが明白に看取できる。

平民の入学生は十二年まではその数も比重も少なく、十三年に至ってようやく入学生数の半ばを占めるようになってきている。このように「頓に平民を増したるは全国農家の富実を致したるが為に自から其文思の発達したるものならん」と、福沢は続けて「紀事」に書いている。「文思の発達」とは言うなれば彼の文飾で、農家とりわけ上層農民が西南戦後インフレによって「富実を致し」その子弟を慶應義塾に進学させてきたのである。対照的に士族の窮乏は秩禄処分によって年々深刻になったため、士族の入学は明治十年以前に激減したのである。図5はその状況を示すグラフにほかならない。

この図には規定受教科のほかに、在学生たちの実際納付額の推計値が描かれている。後者は次のようにして求められた数値である。①まず、学費収入から入社金、す

なわち（入学生数×三円）を除き、②この残額を在学生数で除した「商」は、学生一人当たりの受教料の実納付額の推計値の一つである。観察期間のはじめ数年、明治六、七年あたりまで、この実際納付額はほぼ規定受教料に等しくなっているが、以降前者のグラフは大きく下降して規定額との乖離が次第に拡大している。九、十一年にこの乖離幅はほぼ一〇円余となり、規定額（二七円）の三七%まで落ち込んでいる。

一方、規定受教料は、六年の値上げのあと、九年、十二年の二回、それぞれ三円、六円値下げされている。このあとの値下げについて福沢は、「私塾維持の爲資本拝借の追願」（『全集』十九卷）においてその理由を次のとおり簡潔に述べている。

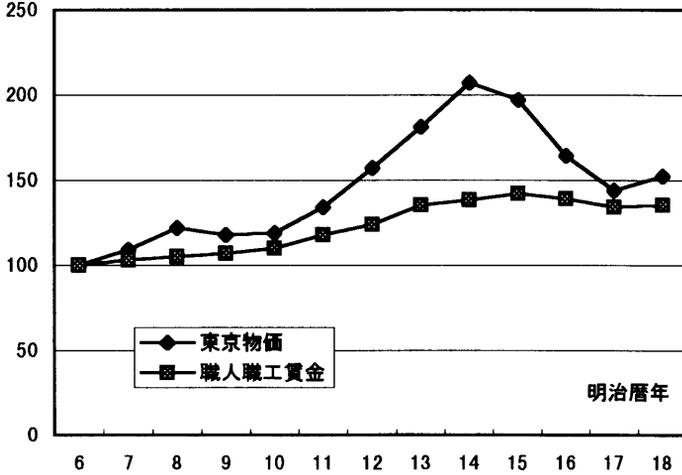
当塾生徒の義は過半旧藩士族に候処、近日に至ては日に困窮に迫り、僅少の学資にも差支て、或は天稟の才を抱きながら為に絶学又は廢学する者少なからず。目前の事情黙止（し）難きより、当塾会計の困難をも顧るに違あらず、本年一月よりは大に謝金を引下げ、一時生徒の急を救ひ候より、塾の会計は爾後更に困難に陥り、一同心痛、云々。（傍点は西川）

それにもかかわらず、実際納付額はなお規定額の五〇%前後という状況に変わりはなかった。すでに図4において、入学生中の平民割合がこの頃には五割を上回ったことを見たところだが、実際納付額が五〇%だということは、半数の学生が受教料を払わなかった、あるいは払えなかったとみなしてよいから、士族学生の窮乏がいかに甚だしかったかを示している。

図6には貨幣制度調査会報告所掲の東京物価と職人職工賃金指数のグラフが描かれているが、物価は明治十年

図6 物価と賃金：東京

% (明治6年=100%)



から十四年にかけて年平均一五%弱の率で上昇し、四年間で一・七五倍になっている。このインフレは、主として西南戦争の戦費約四千万円が十年の二、九月に支出された結果であった。当時のGNPは六億円ほどと見積もられているが、四千万円はその七%近い大きさである。通説では不換紙幣の増発によってこのインフレが起こったというけれども、かりに兌換紙幣で支払いがなされたとしても、かなり大きなインフレ・ギャップが生じたのだから、物価は騰貴したことであろう。

ここで物価は、米、味噌、塩、醤油、薪、炭、木綿織物の単価指数、ならびに家賃、湯銭指数の単純平均であって、たぶんに生計費指数の性格が濃厚である。これに対し賃金は、大工から織物職工まで三一職種賃金指数の単純平均であった。それはインフレを後追いの形で上昇しているものの、上昇幅は物価より小幅であって、四年間で一・四倍足らず、年平均上昇率は八・四%でしかなかった。

学生たちは、士族も平民の場合も親許から仕送りを受けていたのであり、その増額は必ずしも容易でなかったであ

表1 学費収入の回帰分析結果

$$Y = -9832 + 21.9X_1 + 460.7X_2 + u_i \quad R = .93$$

$$(-4.8) \quad (7.2) \quad (6.8) \quad R^2 = .85$$

Y: 学費収入 (円)
 X₁: 入学生数 (人)、X₂: 受教科 (年数)
 ・() 内は係数の t 値、R は相関係数
 ・サンプル・サイズは 13 (明治3~15年)

化をかなりうまく説明していると言っている。

3 十年代初めの經常収支尻の推計

『百年史』では、図1に描かれている、明治初年の学費収入の時系列を示すに先立って、塾会計の原則は「經常費を授業料でまかなうのが原則であった」と書いている(七三五頁)。しかし、この言明は収入時系列のはじめに、左のような施設購入のための借入れの記載があることに影響されたものらしい。

ろう。それにもかかわらず、在塾生ないし下宿生たちは月俸(寄宿費)、時代の引き上げに耐えねばならなかったのである。実際、在塾生の「月俸」は明治六、七年には月当たり一・五円であったが、九年には二円に引き上げられ、さらに十三年には二・五〜三円に達している。してみると、明治十二年における受教科の再値下げ——年当たり六円、月に五〇銭(図5参照)——は月俸の五〇銭、一円の値上げをカバーするための余儀ない値下げであった、という説明が導けるであろう。

以上の考察をまとめるものとして、学費収入の変化を入学生数と規定受教科によって説明する最小二乗回帰式を計算してみると、表1のようになる。統計的フィットは比較的良好であり、右の二つの要因の変化が学費収入の変

- ① 明治二年には「三千円〔を〕福沢より借用、但し義塾買入の爲め」とあり、
 - ② 明治三年「二月四日帳簿法を改め総会計を爲したるに、有金貸金と三千円の借金を差引して全く二千二百十円の借金を残したり」と。⁶⁾
- しかしながら、

③ この借金も明治三、四年の「二年間に…皆済無借金」になったという。

この記述の含意は、三年二月から四年十二月までの経常収入（合計一・六万円弱）のうちから福沢に借金三千円を返済し、負債残高はゼロになった、ということである。したがって、学費収入から経常支出を支払ったあとの剰余金積立から施設建設費をまかなったのであって、なんらかの別途収入（たとえば寄付金）によったわけではないということに注意しなければならない。

さて、こうして明治四年々々末、慶應義塾の負債はゼロになったとしても、義塾の金庫にはなにかの「有金」はあったであろう。しかし、それは運転資金程度であり、この後も年々同程度の額が保持されていたものとみなして、以下ではその存在は無視するとしよう。その後四年間、すなわち明治五、八年の学費収入はいずれも年額九千円を超えており、六年に至っては一万円の大台に達している（図1参照）。

『百年史』（七三六頁）は義塾の財政難を描写するに当たって、明治六年から十五年にかけて、年々の「維持に要する費用」は八千円から一万円の間であったとしている。前者は明治六年四月に東京府に提出した「私学慶應義塾開学願」に記されている「学校費用概略一ヶ年凡^{おおよそ}」の額である。また後者は明治十五年十月提出の「私立学校開申書」中の「経費収支概算」に記されている概数である。さらに八千円から一万円の増加は物価の上昇に

よる、というのが『百年史』の見方である。

明治六年ごろの必要経費を八千円とみなしたのは、察するに次のような理由にもとづくのであろう。すなわち、「会計小史」には一万円余の学費収入の外に、

④ 此年童子塾普請の爲め二千円を借る。

という記入があるが、その返済はいつなされたのか、以後どこにも記されていないので、これを当年末に「皆済」したものとすれば、八千円余が残る。ここで剰余金は出なかったと考えれば、いかにも右の八千円（以下端数は簡単化のため除外）は維持費であったとみなせる。

しかしながら、剰余金を一切残さなかったという想定を支持する根拠はない。さらに、この年の必要経費が八千円であったとみなすのは「過大」ではないか、ということを示す二つの数値もある。第一は明治三、四年の勘定から導かれる。この兩年の収入合計は一五、九〇〇円弱で、これから二、二〇〇円余の借入残高を返したとすれば、残るのは一三、七〇〇円である。これを二等分した六、八五〇円は、この時には見るべき剰余金が出なかったとする限り、必要な維持費の見積もり値とみなすことができるであろう。

第二は、「明治七年一月ヨリ同九年七月迄慶應義塾教員役員ノ月給金渡方記」という表題を持つ簿冊から得られる。これが冒頭に触れた新資料で、表記の二年九ヵ月間の月毎に、次の三項目、すなわち授業料または教授料、諸役料または役料、雇員給に分けて「社中」の各人への給与支払額を記した墨書帳簿である（福沢研究センター蔵）。

表2 給与支給額：明治7年1月～9年7月

(単位：円、円以下切り捨て)

明治暦年	教授料		役料		雇員給		合計	
	人員	円	人員	円	人員	円	人員	円
7	30	3843 ²⁾	14	1617	17	539	—	5999
8	33	4035 ³⁾	12	1914	21	558 ⁴⁾	—	6507
9 ¹⁾	38	4036 ³⁾	8	832	18	309 ⁴⁾	—	3886
9	—	(4313)	—	(1426)	—	(529)		(6268)

注

- 1) 1～7月分、下段の()内は1年分推定値。ただし教授料は11ヵ月分。
- 2) 他に「在塾金」88円あり。
- 3) 他にマゾン氏給与あり。8年：117円(6ヵ月分)、9年：114円(4ヵ月分)
- 4) 他に「集会所(または集會堂)」家賃あり。8年：21円(7ヵ月分)、9年：15円(7ヵ月分)

表3 個人別の受取額の例示：明治7年分

(単位：円、円以下切捨て)

氏名	教授料		役料	
	円	月数	円	月数
芦野 卷蔵	534	11	144	9
城 泉太郎	231	11	—	—
矢野 文雄	188	11	—	—
藤野 善蔵	69	8	285	12
渡部 久馬八	3	2	281	12
新田 礼太郎	—	—	191	8

表2はその集計結果であるが、各欄左に示された人員は列記されている人員数で、年度途中に教授を止めたもの、また途中から(たとい一と月でも)教壇に立ったものを含む。さらに役料を受け取っているものも、たいていは教壇に立っており、給与は併給となっている。雇員は次取四人、塾僕五人等であったが、ほかに医師(松山棟庵)、調薬師(服部)、出入商(豊前屋周藏)などへの定給——月に三、五円程度——が支払われている。

参考までに、若干名の「社中」の受取額を表3として示しておこう。教授料は年齢・年功給ではなく、担当コマ数に応じていたらしい。また八月は暑中休暇のため教授料は支払われていない。なお残念なことに、役料はそれがどのような役職に応じて支払われていたか明らかではない。

ここで関心を向けるべきは表2の合計額である。それは七年六千円、八年六・五千円余と増加しているものの、九年は一年分にふくらませても六・三千円弱で、七、八年の平均と大差がない。表2の計数には、その性格よく分からない二、三の費目(「在塾金」、外人教師給与、「集會堂」家賃など)をはずしているが、それらを加えたとしても右の平均値は月額で一〇〇円ほどふえるだけである。

ただし、右の計数は人件費のみである。他になにほどの物件費が必要であることはいうまでもない。かりに明治五、六年の人件費が七、九年と同じく六・三千円程度であったとすれば、差額五五〇円は物件費ということになる。この比重八% (五五〇/六八五〇) は、「慶應義塾會計表」に見られる、明治十年代後半の比重にくらべると、かなり低い。十五、十七年のそれは二五%前後である。しかしながら人件費は七千円から八千円で、二〇%弱(一・二/三・六)の伸びである。これに対して、十五、十七年平均の総経費支出はちょうど二万円である。したがって七、九年からは四三%の伸びになっている。支出費目別に見ると、十五、十六の兩年には、臨時費、予備費、ならびに書籍買入費が一、八〇〇円見当ふえていることがわかる。十七、八年になるとこの三項

目の合計は三分の一、つまり六〇〇〇円に減っている。よって十七、十九年の支出平均は一万円を割り込んでいて、八、七〇〇円にしかない。

こうして見ると、『百年史』における、維持経費の概算値、すなわち、

明治六年八千円、明治十五年一万円

という数値はともにやや過大であると考えざるを得ない。では、それをいくらと見込めばよいか。次には、簡単なシミュレーション計算によって当たりをつけてみよう。

まず手始めに、必要経費を八千円と仮定し、各年の学費収入との差額を明治五年から十二年まで積み上げて見ると、九年までは黒字、それ以降は赤字となり、十二年末の累積赤字高は五、六三〇円という大幅な額になる。前記のとおり、六年には童子塾の建設に一旦福沢から二千元を借りたが、当年内に返済したものと見られるから、これを支出に加える一方、「福沢家総勘定」（『全集』二十一巻）に、十二年中に福沢から一、〇三六円の「かし」金（損益勘定に「足し」金とある）のあったことが記録されているので、これを収入に加算しても、差し引き一千元ほどふえて、六、六〇〇円もの赤字になる。

次に七千円という仮定で試算してみると、十二年の残高は二、三七〇円弱の赤字になり、返済二千元、足し金一千元余を調整しても一、四〇〇円余の赤字になる。この場合、十三年の経常収支は二、二〇〇円ほどの赤字であるから、十三年の累積残高は約八〇〇円の赤字にはなるものの、「社中」一同が協議の上、この年に自らの給与を二分の一、ないし三分の一に減額して危機を回避したという緊縮措置を必要とするほどに「大幅な」赤字では

表4 経常収支尻
ならびにその累積残高(推計値)

(単位:円)

ケース	年度	経常収支	累積残高
1	明治12年	-3773	-593 ¹⁾
	13	-2720	-2890 ²⁾
2	12	-3973	-1393 ¹⁾
	13	-2920	-3890 ²⁾

ケース

- 1: 経常支出9年まで7000円、以降7500円
2: 経常支出9年まで7000円、以降7800円

注

- 1) 福沢からの「足し」金1037円を加算。
2) 福沢からの「足し」金423円を加算。

ない。

事実はおそらく七千円と八千円の間であったのではあるまいか。そう考えて試みた二、三の折衷ケースのうち明治五、九年は七千円、十、十三年は七・五千円ないし七・八千円と仮定した計算が比較的現実整合的な結果を与えるように見える。途中の数値を一々書くのはわずらわしいので、十二、十三年の結果(経常収支と累計残高)のみを表4にまとめておく。

ここで明治十二年に累計赤字が出ていることは、福沢からの「足し」金一千円余があったことを考えると不都合なようだが、鎌田栄吉の談話によると給与削減を決めたのはこの年十月の教員会議であったというから、それは早速十¹⁰⁾

月か十一月から実施されたと考えれば、とくにケース1の程度(六〇〇円弱)なら当座の吸収は可能であろう。だが、給与のカット率の違いはさておき、もしそれが一年続けられたとしても、十三年秋には右の六〇〇円弱はこの年の累積赤字にしわ寄せされてくる。ケース1の場合、十三年の経常赤字は二、九〇〇円ほどであり、削減前の給与(六、三〇〇円)の二分の一以内にある。したがって、給与削減率は門野幾之進の談話のとおり五〇%であったと言えそうである。

ところが、彼は十二年十月には帰国しており、その折の教員会議には出席していなかったそうで、帰京してき

たところ福沢から浜野定四郎、益田英次の二人と一緒に塾経営を「請負」えと言われ、経費削減につとめた結果、「一年で千五百円が余」り、福沢は「君達」の努力の成果だから三人で分配しろというので五〇〇円あて均等配分したと、門野は述べている。これが事実であったとすると、ケース1における十三年の累積赤字（約二、九〇〇円）と合わせれば四、四〇〇円の給与削減がおこなわれたものと考えねばならない。この数は六、三〇〇円の七〇％に近いので、計算の誤差を考えればまずまずの一致と言えよう。

それにしても、十三年末に累積赤字がゼロになったというにとどまり、翌年には給与水準を旧に戻すならば、そのとき収支バランスがとれるかどうか、はっきりとはしなかったことであろう。したがって、十三年九月の段階で福沢が廃塾を口にしたのも無理からぬところであった。「社中」は再び協議を重ね、「慶應義塾維持法」を設け、社中その他からの拠金によってこれに対処する途を選んだのである。案の定、十四年以降の經常収支は毎年一・五〜二千円ほどの赤字を記録し、早速にも維持資金からの補填を受けていたことが「慶應義塾会計表」に記録されている。

後のことはさておき、以上からして、分析対象期間中の支出規模は明治九年頃までは七千円、それ以降は七・五千円程度であったと見てよいであろう。給与削減率については半減ではなく、三分の二（六七％）であったらしいというのがさしあたりの結論であるが、これはいかにも大きな削減率ではある。表3に見たように渡部久馬八の明治七年の年間給与は二八一円であったが、これを三分の一に削ると、彼の手取りは大工の年収（一四四円）を下回ってしまうのである。かりに二分の一への切り詰めならようやく大工並になるにすぎない。社中は大きな犠牲に堪えたものである。「畢竟其人物が本塾を視ること故郷の如く自家の如くして、其間に利益の情を忘れたるものならん」と福沢は書いている（『慶應義塾紀事』）。これは教員の薄給を思いやった文章だが、十二、

三年の給与削減はまさにそのような「社中」結束の所為であったと言えるであろう。

4 福沢の維持資金借用計画

福沢は明治十一年四月からほぼ一年間にわたって旧大名家や政府に対して慶應義塾維持のための「資本」借用を求めた。この運動の経緯は現存する三〇通近くの書簡によって辿ることができる。うち十一通は、福沢の要請に対して好意的であった大隈重信（大蔵卿）に宛てたものである。だが、伊藤博文（内務卿）と井上馨（工部卿）、とりわけ井上はこれに対して反対であった。このため福沢は、西郷従道（文部卿）、川村純義（海軍卿）、黒田清隆（開拓使長官）、寺島宗則（外務卿）などにも書簡を送って支持を求めたのであるが、政府からの「拝借」はついに叶わず、十二年の夏には願書提出先であった楠本正隆（東京府知事）にその取り下げ方を依頼して、終止符を打ったのである。運動の初め福沢は、徳川宗家から融資を受けようと考えて、徳川の財務顧問をしていた大久保一翁、勝海舟に相談を持ちかけたものの断られ（表5の第一行を見よ）、十一年秋に入って政府からの「拝借」に切り替えて、しきりと運動をしたけれども不調となり、止むを得ず島津家にも働きかけてみたがやはり不成功で、このため、ついに十二年秋には、福沢自身一千円余の私財を投じ、さらに十二、三年にかけて「社中」一同がその給与を大幅にカットしてこの窮境を乗り切ったことはすでに述べたところである。

明治十一、二年の間に福沢が考え、政府や島津家に申し入れた借用案の一覧は表5にまとめてある。徳川家に對してどのような申し入れをしたかは明らかではない。おそらくは島津家への提案と類似していたであろうと思われるので、ここでは、まず表5第2行の政府に対する最初の申請案〔1〕から見てゆこう。それは大隈の内覧

表5 維持資金借用プラン・リスト

番号	名称	摘要	備考	年月日
(0)	徳川家に打診	たぶん (4) と類似の案か	大久保一翁宛書簡268 勝海舟宛書簡2144	11/4 & 6
(1)	私塾維持之為資本拝借之願	20万円無利息10年拝借	大隈重信宛書簡225回封資料	11/11/29
[1A]	製茶輸出ニ付資本拝借之願	同上	大隈重信宛書簡228回封資料	11/12/12
(2)	40万円低利借用案	40万円低利、無利息なら25万円	Microfilm K11/A02	11 or 12
[2A]	上記案の解説	利回りと利率との混同	大隈重信宛書簡234	12/1/12
[3A]	慶應義塾一ヶ年会計の見込	支出=¥18620 収入=¥5850	全集21, pp.400-402	12/1か
(3)	私塾維持の為資本拝借の追願	無利息なら22万 2分利なら28万	全集19, pp.395-396	12/1か
(4)	20万借用または買上げ案	20万円の借用か校舎校地の買上げ	宛先不明書簡258 (島津家)	12/3/19

に供するため彼宛の書簡二二五に添えられていたものである。申請の骨子は、①向こう一〇年間、②無利息で、③「金」二五万円を拝借したい。④抵当として福沢諭吉名義の国債を、「実価」二五万円で差し入れる。⑤ただし国債「本高」二五万円の年利一・七五万円（＝二五×〇・〇七）はこれを慶應義塾が取得して年々の経費支払いに充てる、という案である。

福沢名義の国債とはいうものの、彼自身そのように多額の金融資産をもつてはいなかったから、拝借金二五万で国債を買付け、それを抵当にするというのであろう。ところで、右の④、⑤における「実価」、「本高」はそれぞれ国債の市場価格、額面価格であるが、ここでの使い分けは具体的にどういうことを意味しているのか、はっ

きりしない。次にふれる「2」案の説明において、国債の市場価格は八二円、あるいは八二%であったとなっている。とするならば、考えられることは、まず、金二五万円をもって国債三〇・五万円を買い付けることができるから、これを担保として国庫に差し入れるが、ただし額面価格二五万円の年利を慶應義塾が受け取るというのか（A）、それとも額面価格で二五万円だけの国債を買い付け、これを担保として国庫に差し入れ、慶應義塾がその年利を受け取るというのか（B）、どちらかである。後者すなわち（B）の場合、額面二五万円の国債は実価二〇・五万円で購入できるから、金二五万円を借りた福沢は四・五万円の差益「金」を手許に残すことができる勘定である。利益率は一八%に達し、結構な *windfall profit* と言える。しかし、これでは貸し手のとうてい応じうる話ではないから、前者すなわち（A）でなければならぬであろう。それならば、貸し手は国債一〇万円分の利息（年七千円）を省ける勘定であり、慶應義塾への「純」助成額は計算上では約二分の一になる。福沢がもしこのことに気付いていたら、その旨を強調したであろうとおもわれるが、どこにも言及はないから、彼も、また貸し手も気付かなかつたのかもしれない。

次の申請案「2」は「四〇万低利」案とも言うべきものだが、その草稿——ただし自筆ではない（表5第4行）——において彼はこう書いている。

方今ノ御時勢突然ト補助金等ヲ願フ可キニモ非ズ候得ハ何卒金融ノ便利丈ケ御許容被成下度奉願候。即チ其次第ハ当明治十二年一月ヨリ向十ヶ年ノ間壹ヶ年四分以下ノ低利ヲ以テ金四拾万円拝借仕度、抵当ニハ実価四拾万円ニ直ル公債證書ヲ納メ可申、然ルトキハ此低利ノ資本金ヲ様々ニ運用致シ多少利潤モ可有之、其利潤ヲ以塾費ニ充テ候得バ稍ヤ今後ノ目途モ立チ、三百余ノ生徒安ンシテ業ニ就キ…。

ここに言う「金融ノ便利」とか、あるいは「此低利ノ資本金ヲ様々ニ運用致し」というなかには、前記(B)のような差益獲得を見込んでいたのであろうか。この場合、借用額は四〇万という「巨額」であり、差益金は七・二万円に達する計算となる。

福沢自身もこの「巨額」を気にかけており、借用金額が二五万から四〇万に増えたのは借利率子を考慮したためであるとして、書簡二三四で大隈に弁明をしている。しかし、この解説で福沢は国債利回りと約定金利とを混同しており、その上、抵当国債に対して国庫より支払われた利息の半分近くを、「借用」利息として福沢から国庫に納付するという、なんとも奇妙な説明を与えている。

この草稿では「四分以下ノ低利ヲ以テ四拾万円」を借用したいというくだりの欄外に、「無利息ナレバ二十五万円ニテ十分ニ御座候」という記入がある。言うまでもなくこれは最初の案(1)である。また「四〇万低利」案のあとに作られたとおぼしい「私塾維持の為資本拝借の追願」(3)では無利息なら二二万、二分利なら二八万で「行き足る」としている。この案の場合、年利収入はそれぞれ一・五四万円、一・四万円となる。¹⁵

続く島津家への融資、ないしは三田の校舎校地の買上げの申し入れ案(4)では、「其価式拾万円(は)固より物の実価には非ず」と断わりながらも、二〇万円という金額を掲げている。たとえ買上げになっても、彼をはじめ慶應義塾の社中は世話人、教師として残るのだから、彼ら総体の人的資本価値はそれほど考えていたのであろう。また、もしも他へ移転して新規まき直しをやるとしても、二〇万円の資金で建設と、維持資本金は確保できると、計算していたのかもしれない。

こうしてみると、福沢が二〇万円から二八万円という「金」を借りるなり、売却によって入手確保したいと望

表6 「慶應義塾一ヶ年会計の見込」と15～19年平均

	明治11、2年頃の見込		明治15～19年平均	
	円	%	円	%
1 教員給料	8820	47.4	6127.5	72.2
2 外国人教師	1500	8.1	835.3	8.8
3 書籍器械新規買入	1200	6.4	549.4	5.8
4 校舎営繕	2400	12.9	842.2	8.9
5 筆墨・褒賞等	1500	8.1	408.1	4.3
6 支那語記簿法…体操等	2000	10.7		
7 貧生救助	1200	6.4		
支出計	18620	100	9493.3	100
1 月謝	5400	92.3	5781	75.6
2 入社金	450	7.7	988.8	12.9
3 その他収入			880.3	11.5
収入計	5850	100	7650.1	100

んでいたことは疑う余地がない。国債金利を七%としたとき年収は、一・四万円から二万円弱になる。表5第6行に示した「慶應義塾一ヶ年会計の見込」は、この所望額の根拠を示すものである。表6の左側には、この算書の明細数字をまとめてある。また、右側には「慶應義塾会計表」から得られる明治十五、十九年平均の実績値を比較のために掲げてある（十四年を省いた理由は注8に記した）。

支出費目においてまず目につくのは「支那語記簿法（…）体操等」の新設科目経費、ならびに「貧生救助」としてそれぞれ、二千元、一・二千元が計上されていることで、これらは当面の経常費用というより、新規拡充費用である。また、教職員雇員および外国人教師の給与総額は十五、十九年平均値より大きく見込まれている。教師一人当たりの給与も然りで、①月給百円の上等教師二名、②月給五〇円の中等教師四名、③月給二五円平均の下等教師（ただし書記筆生兼帯）九名、ならびに④俗務会計（月給二五円一名、一〇円一名）と見積もっている。すでに見た七、九年の給与支給状況にくらべると、すべてを専任者とし人

員を半数に絞り込んだ形になっている。

支出側でもう一つ目立つのは「營繕」である。これについて福沢は書いている、

塾の「建物は大抵旧邸数十年前の御殿長屋、之に加るに新築のものは極て粗屋にして、何れも再築を要す。故に今後毎年百坪内外は新たに普請するに非ざれば叶はざることなり。此外新旧之畳建具外囲等を枚挙すれば式千四百円にては不足ならんと思へども、先づ内端に積る」と。

このコメントは、校舎、寄宿舎の償却や建替えがこれまでほとんどなされていなかったことを明らかにしていると同時に、年額二・四千円という見込額が「今後」必要と目される金額の下限なのだということを示している。

なお、十五、十九年平均においてこの費目として記入してあるのは「臨時費」と「予備費」の合計である。これらが「營繕」費であったという確証はないものの、そうとみなしても、あながち見当違いでもないであろう。

表6の左右を比較してみれば、一・八万円余という支出見込額は明治十五、十九年平均支出額の二倍に近いことが確認できる。対照的に、収入側は後年の実績値より低目に押さえられているから、結果として収支赤字は過大に見込まれているということもはっきりする。

ここで注目すべき別の点は、「月謝」が「富生」一円七五銭、「貧生」一円二五銭（年額はそれぞれ二一円、一五円）という「二重価格」になっていることである。すでに支出側で「貧生救助」一・二千円を計上しているから、「月謝」の二重価格は育英奨学という観点からはまこと手厚い準備と評せるが、しかし主計官的な視点から見れば二重計算だということになるであろう。

ところで、収入合計のあとに、福沢は次のようなコメントを記している。

此処に拾ヶ年の拝借金を願ひ其の利子の差壹ヶ年に壹万八千円を得れば、大凡以て塾費〔合計〕を償ふ可し。依て塾の歳入〔合計〕五千八百五拾円をば年々積み貯へ、利倍増加して十ヶ年の後には凡拾万円に近き資本を得可し。

借入金は一〇年後には担保国債をもって返済され、慶應義塾には一〇万円近い「自己」資本が残るとというのが、福沢の目論見なのであった。

こうして明らかになったことは、彼の維持資本借用計画は、単に財政危機を切り抜ける一時応急のプランではなく、支出規模の倍加を見込んだ「資本金」積立プランであったという点である。

注

- (1) 明治四年の新貨条例以前は「兩」金貨制であったが、のちの兩・円相等原則に従って、ここでは「円」に統一しておく。
- (2) 学費収入、入社生数、その士族・平民割合は『百年史』上巻、七三一頁、七三五―三六頁により、また在学生数は『略史』による。
- (3) 明治六年の受教料年額三〇円は、本等三三三円、予備等二八円、等外二五円、変則二七・五円のほぼ中位数に当たる。
- (4) 『日本金融史資料・明治大正編』十六卷、八二九―四〇頁。

(5) ただし、明治六、八年分では五職種ほど数値の欠けているものがある。

(6) 明治二年に「義塾買入の爲め」借入れというのは、早すぎるし(三田移転決定は明治三年)、さらに三千元は高すぎる(土地、建物の払い下げ価格は一千円に満たなかった)。校舎七七〇坪は明治三年に建坪一坪一円の割りで七七〇円、校地一・二万坪は初め借地であり、払下げは明治五年であった。払下げ価格は千坪一五銭の割りで一八〇円弱であった。また領収書の日付けは明治六年三月十三日となっている。『百年史』上巻、三二四、三六頁。

(7) 童子局ともいい、すでに新銭座時代に少年用の一局(室)があったらしい。これら少年生徒の教育は和田義郎夫妻に委ねられ、通称を和田塾と言ひ、これが幼稚舎の始まりであったとされている(明治七年)。幼稚舎という名称が公式に用いられるようになったのは明治十三年からであった(『百年史』上、五四四頁)。武藤山治はこの年五月に数え十四歳で幼稚舎に入り、「間もなく本塾の童子寮の方に移ることになりました」とその「身の上話」で語っている。「勤惰表」によると、それは入社から一年余り後の明治十四年七、九月であった(なお八月は暑中休暇)。直ぐ続けて彼は「童子寮と言っても決して童子ばかりではなく相当の年齢のものも交じっていました」と言い添えているが、この場合「童子寮」は明らかに寄宿舎(少年寮)の意味に使われている。「勤惰表」には「本塾へ移シ」となっていて「登級」とは記されていないが、九月の学期からは本科五等の「生徒」となっている。したがって、十五歳となったので宿舍を変ったということではなく、幼稚舎から進級して童子寮へ入ったということなのであろう。武藤のコメントは十五歳の彼が童子寮に入ってもおかしくはないのだ、ということであつたらしい。

(8) 明治十四年分は、臨時費、予備費が突出的に多いため、平均計算からは省いた。

(9) 「明治十三年一月十七日総勘定」、『全集』二十一巻、二〇頁。

(10) 『百年史』上巻、七五、五六頁。なお、福沢の「明治十四年一月十七日総勘定」には「塾えかし」四二三円余が支出されている。『全集』二十一巻、二二頁。

(11) 富田正文「考証 福澤諭吉」(40回)によれば、三人のうちに益田英次を入れたのは門野の記憶違いで、正しくは渡部久馬八であったという。

- (12) 前掲の「貨幣制度調査会報告」による東京の明治十一、二年平均の大工賃金。四八銭×二五日×十二ヵ月。
- (13) 『明治財政史』八卷(国債)によれば、金禄公債の大半は七分利付であった。
- (14) 「福沢家総勘定」によれば、明治十二、三年の、彼の金融資産保有高は六万七千円であった。『全集』二十卷、二〇、二二頁。
- (15) 一・五四方、一・四万の計算根拠は、それぞれ(二二万×七%)、(二八×五%)である。なお、(2)案も、またこの(3)案でも「金」(紙幣)による借入れで、抵当は「実価」、利子受取は「本高」に対する額というパターンに変わりはなかった。

(にしかわ しゅんさく 本塾大学名誉教授)